

## 里親等委託児童自立支援事業業務委託提案に係る選定基準

評価項目	評価基準
<b>1 法人の理念・実績等（配点10点）</b>	
(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業にふさわしい事業目的と共通した理念をもっている。</li> </ul>
(2) 運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、社会的養護に係る直接支援や相談支援、施設等退所後の自立支援、里親等への支援に取り組んだことがあり、ノウハウを有している。</li> <li>・類似業務の実績を有している。</li> </ul>
<b>2 受託希望理由及び運営方針（配点15点）</b>	
(1) 受託希望理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親等委託児童の自立支援を京都市とともに実践していく意欲がある。</li> </ul>
(2) 運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の児童福祉、特に自立支援を取り巻く状況と課題を踏まえた提案がされている。</li> <li>・提案内容が、明確かつ現実的である。</li> <li>・委託業務の運営・管理に対する考え方が明確である。</li> <li>・委託業務の範囲及び内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方が示されている。</li> <li>・委託業務について、改善、品質の向上に関する考え方が示されている。</li> </ul>
<b>3 実施内容（配点50点）</b>	
(1) 事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務を計画的に遂行することが明記されている。</li> <li>・計画の実施の方法、手段、時期が明確に示されている。</li> <li>・委託業務の実施に当たり、計画に何らかの支障又は変更が生じた場合の対応策が提案されている。</li> <li>・委託業務に係る課題やニーズを適切に把握し、関係機関等と連携し支援を行う提案がされている。</li> </ul>
(2) 委託業務の状況把握等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務開始に当たり、円滑に業務を実施できるよう状況把握の方法や手段、時期等が明確に示されている。</li> <li>・示された内容、手段、実施時期などを実現するための考え方や手段が示されている。</li> </ul>
(3) 実施体制及び運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の事務処理及びその業務量が具体的に検討され、現実的な支援体制が示されている。</li> <li>・業務実施に当たり、適切に指揮命令及び情報伝達を行うための仕組みや要員配置が提案されている。</li> <li>・制度等に精通した人員等の確保が提案されている。</li> <li>・安定的かつ円滑に委託業務が実施できるよう、進捗管理の方法等が検討され、示されている。</li> <li>・本市との意思疎通の手段が検討されている。</li> <li>・その他、上記以外で追加提案がされている。</li> </ul>
(4) 提案能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を分かりやすく伝えている。</li> <li>・本市の質問に適切かつ誠実に答えている。</li> <li>・その他、上記以外で追加提案がされている。</li> </ul>
<b>4 職員の質の確保・定着（配点10点）</b>	
(1) 研修及び職員定着の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に職員教育を行う体制が確保されている。</li> </ul>

<b>5 円滑な事業運営、個人情報保護（配点 15 点）</b>	
(1) 円滑な事業運営	・自法人の活動の枠組みを超え、公益的活動の視点、公正中立な視点で事業運営が可能である。
(2) 苦情処理に係る体制	・適切な対応・措置を行う体制になっている。
(3) 個人情報の保護	・個人情報の取扱いに係る考え方が明確かつ適切であり、実現するための手段が具体的に提案されている。 ・本市として保護すべき個人情報が理解されている。 ・個人情報の流出や、不適切な事務処理となるケースが具体的に検討され、適切な対応策が示されている。
<b>6 関係機関等との連携（配点 10 点）</b>	
(1) 地域及び関係機関等との連携構築	・積極的に様々な機関と連携し取り組んでいく体制が確保されている。
<b>7 費用見積額（配点 5 点）</b>	
(1) 費用見積額	・より安価な見積額を提示した提案者を評価する。 ※見積価格が委託上限額を超過しているものについては、提案が優れていても採用しない。
<b>合計 115 点（1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 + 7）</b>	

最低選定基準点は「69点（満点の6割）×審査員数」とし、当該基準を上回った者の中から選定する。